

# 地方分権改革シンポジウム

～住民参加で実現しよう！あなたに役立つ地方分権～

## 議事録

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革シンポジウム  
～住民参加で実現しよう！あなたに役立つ地方分権～

議事次第

日 時 令和6年3月14日（木）12:00～14:30

場 所 Z o o m配信（オンライン開催）

1. 大臣挨拶

自見 はなこ 内閣府特命担当大臣

（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策）、  
国際博覧会担当

2. 講演 「地方分権における住民参加への期待とその意義」

市川 晃 住友林業株式会社 代表取締役会長、  
地方分権改革有識者会議座長

3. 講演 「地方分権改革の今日的意義—住民自治の視点から—」

金崎 健太郎 武庫川女子大学 経営学部教授

4. 住民の方々の地方分権改革の成果に対する声

5. 地方分権改革に対する若い世代の声

（聞き手）地方分権改革推進室 在津謙作 参事官

6. 提案募集方式における成果事例の紹介

## ■開会

○司会 皆様こんにちは。

本日は「地方分権改革シンポジウム～住民参加で実現しよう！あなたに役立つ地方分権～」にご参加いただき、ありがとうございます。

本日司会進行を務めさせていただく、秋保由実と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

このシンポジウムは、国民の皆様にご地方分権改革の成果を実感していただくことを目的として、内閣府の主催で、平成26年から毎年度開催しているものです。

地方分権の取組について、このシンポジウムを通じて皆様にご理解を深めていただけますと幸いです。

それでは本日のプログラムをご紹介します。

プログラムは休憩をはさみ、前半と後半に分かれます。

この後始まる前半では、最初に、自見はなこ内閣府特命担当大臣より、主催者としてご挨拶をいただきます。

次に「地方分権における住民参加への期待とその意義」と題し、市川晃 住友林業株式会社代表取締役会長・地方分権改革有識者会議座長よりご講演をいただき、続いて「地方分権改革の今日的意義―住民自治の視点から―」と題し、金崎健太郎 武庫川女子大学経営学部教授よりご講演をいただきます。

その後、およそ10分間の休憩を挟み、13時20分頃から後半に入ります。

後半では「住民の方々の地方分権改革の成果に対する声」、「地方分権改革に対する若い世代の声」と題し、地域住民や大学生の方々にこれまでの改革の成果事例へのご感想や率直なご意見を伺い、最後に、内閣府地方分権改革推進室より、「提案募集方式における成果事例」をご紹介します。

## ■大臣挨拶

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策）、国際博覧会担当

自見 はなこ

○司会 それでは最初のプログラムに移ります。

地方分権改革シンポジウムの開催にあたり、自見はなこ内閣府特命担当大臣から、主催者としてご挨拶をいただきます。

なお、こちらは、事前に撮影したものととなります。どうぞご覧ください。

○自見大臣 内閣府地方創生担当大臣の自見はなこです。

本日は、年度末のお忙しい中、地方分権改革シンポジウムにご参加いただき、感謝申し上げます。

開催にあたり、主催者として一言ご挨拶申し上げます。

まず、1月1日に発生した令和6年能登半島地震により亡くなられた方々とそのご遺族に深く哀悼の意を表するとともに、被災されたすべての方々に心からお見舞いを申し上げます。

地方分権改革につきましては、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から「提案募集方式」を導入いたしました。

以来、地方からの現場の実情を踏まえた多数のご提案をいただき、学識経験者による審議や関係府省の調整を重ね、ご提案の趣旨を踏まえた対応等を行っているところであります。

地方分権改革シンポジウムは、「提案募集方式」の導入と併せ、開催することとなり、今回で9回目を迎えております。

内閣府では、「提案募集方式」の導入から10年という節目を迎え、国民の皆様が地方分権改革の意義をより一層実感できるよう、「住民参加」の視点からコンテンツの充実を図り、わかりやすい情報発信を継続していくことが重要だと考えております。

こうした観点から、本日のシンポジウムでは「住民参加」をキーワードに様々なプログラムをご用意しております。

まず前半では、それぞれのお立場で地方分権に取り組まれているお二方にご講演をいただく予定としております。

お一人目は、地方分権改革有識者会議の座長として私たちをお支えいただいております、市川晃 住友林業株式会社代表取締役会長です。市川様には「地方分権における住民参加への期待とその意義」と題してご講演をいただきます。

続きまして、お二人目は、計画策定等に関するワーキンググループの構成員として大変なご尽力をいただいております金崎健太郎 武庫川女子大学経営学部教授です。金崎様には「地方分権改革の今日的意義—住民自治の視点から—」と題してご講演をいただく予定としております。

後半ではシンポジウムで初めての試みといたしまして、「住民の方々の地方分権改革の成果に対する声」、そして「地方分権改革に対する若い世代の声」と題し、地域住民の方々や大学生の方々に実際にシンポジウムへのご登場いただきまして、これまでの改革の成果事例へのご感想や率直なご意見を伺う予定としております。

また、提案募集方式を活用した成果事例動画もご紹介を併せする予定であります。

本日のシンポジウムを契機といたしまして、国民の皆様が地方分権への関心とそして理解を深めていただき、また、提案募集方式を通じて地方公共団体がさらに地方分権の取組を深めていただくことを強く願います。

それではどうぞよろしく願いいたします。

○司会 自見はなこ内閣府特命担当大臣から、主催者としてご挨拶をいただきました。

■講演 「地方分権における住民参加への期待とその意義」

住友林業株式会社 代表取締役会長・地方分権改革有識者会議座長

市川 晃

○司会 続いてのプログラムに移ります。

市川晃 住友林業株式会社代表取締役会長から「地方分権における住民参加への期待とその意義」という演題でご講演をいただきます。

ここで、講師の市川晃様のご紹介をさせていただきます。

市川様は1978年に関西学院大学経済学部をご卒業された後、住友林業株式会社に入社され、その後、営業本部国際事業部長や住宅本部住宅管理部長などを経て、2007年に執行役員経営企画部長、2008年に取締役常務執行役員、2010年に代表取締役社長、2020年からは代表取締役会長に就任されておられます。また2023年から地方分権改革有識者会議の座長を務めていただいております。

本日は市川様に会場へお越しいただいております。

それでは市川様、どうぞよろしく願いいたします。

○市川会長 こんにちは。ただいまご紹介を賜りました、地方分権改革有識者会議の座長をしております、住友林業の市川でございます。この度はこのような機会をいただき感謝しております。

本日は経済人として感じていることも含めまして、地方分権改革における住民参加の意義と期待についてお話をさせていただきます。

まず簡単に地方分権や地方自治における住民参加の意義について、私なりの言葉で話したいと思います。私は仕事の関係もあり多くの地方を訪問してきましたが、各地にはそれぞれ本当に良いところがあり、「日本という国が輝くには、多様な地方・地域がそれぞれに輝くことが不可欠」であると思っています。

近年、地域を活性化しようと様々な試みが行われています。地域おこし協力隊等、外部の人材を迎えるところも増えてきていますが、何よりも必要なものは住民を中心とする地域の理解と協力です。

地域のことを一番よく知っているのは、国でも有識者でもなく、市町村長や地方議員の方々、地方自治体で働かれている人、そして住民の皆さんです。地域の活性化に向けて大切なことは、地域に関わる全ての人々がしっかりと自分たちの足元を見つめることだと思

ます。

私は「神は現場に宿る」という信条のもと、経営に向き合って参りました。ビジネスでは様々なことが起きますが、それに対応するためには、現場で起きていることをしっかりと見つけ、関係者とともに問題、課題を見つけ出し、スピード感をもって解決に向けての行動をしていかねばなりません。

これは地域活性化への取組にも同じだと思います。

地域を一番よく知る人たちが、自分たちの考えで地域をより良く変えていく。この動きを加速させていく事が、地方分権改革の本質であり、そのためには住民参加は欠かせないものとなります。

私は地方分権有識者会議だけでなく、地方制度調査会にもかかわらせていただきましたが、そこでの議論を通じていつも考えていたのは、それぞれの課題に直面している地域の状況や住民の方の思いはどのようなものであろうか、ということです。

本日は貴重な講演の機会を頂きましたので、地方分権、地方自治への応援のメッセージを経済人としての観点を交えながらお話をさせていただきたいと思います。

まず日本の経済・社会について、私の現状認識からお話いたします。

このグラフをご覧ください。既にご存じの方も多いと思いますが、日本の人口の推移を示しています。

先の大戦が終わった 1945 年の人口は約 7,200 万人でしたが、その後、60 年にわたって増加し、2010 年に 1 億 2,800 万人に到達した後、人口は減少を始めます。ご覧の通り 2050 年には 1 億人を切ることが予想されています。これは現状の人口と出生率をベースに算定されており、ある意味では確実に来る未来といえます。

このグラフは日経平均の推移です。7,200 万人の人口が 5,000 万人以上増えていく過程で高度成長が成し遂げられたのが、昭和の時代です。そして、ご覧の通り 1989 年、平成元年に日経平均は過去最高値をつけた後、人口がピークを迎える中、バブルは崩壊。低成長の平成の時代に入っていました。

次に直近の令和に目を向けたいと思います。まず、出生数の推移を見てみると、昨年の日本の出生数は 75 万人余りで過去最小を更新しており、1950 年と比べると 3 分の 1 ほどに減少しています。生産年齢人口も、減少ペースは緩やかではあるものの、1995 年をピークに減少が続いています。

一方で、経済は令和に入り、30 年にわたる低成長を抜け出し、回復トレンドとなりました。ご覧の通り、上場企業の決算は 2009 年を底に徐々に回復、直近では 3 期連続で過去最高となる見通しです。また、株価も 2009 年のバブル後の最安値をボトムとして回復し、過去最高値を更新するまでになりました。

コロナ渦をきっかけに人の働き方や価値観が変化し、生産年齢人口が減少する労働市場において歴史的な賃上げが続く等、明らかに時代が変わりつつあると感じています。

生産年齢人口が減る中でも経済が上向いているということは、日本の一人当たりの労働

生産性が伸びているということです。

しかし、世界の中で見れば、日本の就業者一人当たりの労働生産性は、OECD加盟国（38カ国）の中で31位と低迷しており、韓国やポルトガルなどに次ぐ水準となっています。これは低成長が長く続いたせいもありますが、新しいものへのチャレンジが十分でなかったことによるものだと考えています。

しかしながらコロナ禍の後、経済は回復基調に入ってきており、今後人口減少が進んでも、国民個々の付加価値を高めていくことができれば経済を維持・成長させていくことが可能です。

そのためには国民一人一人が自分事として社会や地域を見つめ、新たな発想のもとに創意工夫を重ねていくことが不可欠となります。

職場だけでなく、地域コミュニティとも密接に関わりながら、一人一人の活躍のフィールドを広げ、活躍の総量を高めていくことが重要です。

「みんなと同じであれば良い。周りに合わせていれば良い」という時代は終わり、多様な個の力を磨き、職場や地域に活力を生み出すことで日本を盛り上げていく、令和の時代はそんな生き方が求められているんだと思います。

これは地方自治でも同様で、今後の行政が抱えるテーマ・課題を見ても、そこに関わる人たち一人一人が当事者意識を持って取り組んでいかねばならないと思います。

英国のチャーチル元首相の言葉としてよく語られるものに「成長はすべての矛盾を覆い隠す」というものがあります。経済全体が成長している間は、大多数の人が成長の恩恵を受けており、多少の矛盾や不公平があっても不人気な厳しい決断をせずに済むというものです。

しかしながら人口減少下の日本社会では、このモデルは描けません。例えば公共インフラをこれまでと同じように維持していくことは困難になってきています。

今後構造改革を推し進めるには、生活基盤の在り方そのものを見直す必要があります、地域によっては不便になることも避けられません。そのようなある種の痛みを伴う合意形成・意思決定を、政治・行政だけで進めることができなくなっていくと思います。

難しい課題を乗り越えるためには、住民を含む地域の関係者が足下を見つめ、危機感を共有し、共通のビジョンを持ったうえで、新しい価値観を作り出していくことが必要であり、持続可能な日本社会を将来世代に引き継ぐために、国民全体がこの状況を自分事として認識し、どのような社会の将来像を描くかを真剣に議論していかねばならないと思います。

そしてそれぞれの地域においても住民自らが議論に参加して、それを議会や行政と共有しながら未来に向けての意思決定をしていくことが必要となります。

この機運を盛り上げていくためには、民主主義の学校とも呼ばれる地方自治の現場で、地域の現状と課題を住民と一緒に議論することから始めていただきたいと思います。

そのためには第32次、33次にわたる地方制度調査会で議論され提案されている地域の

未来予測をつくること、作成することが有用です。

「地域の未来予測」と聞くと、自治体の皆さんは将来予測や取組計画を新たに作らなければならない、と身構えてしまうかもしれません。

しかし、そんなに身構える必要は全くなく、この「地域の未来予測」は、総合戦略のようなものではありません。住民も含めて地域の関係者が戦略や取組を考えるための前提・入口にあたるものだと捉えて頂きたいと思います。

具体的にはスライドの広域で地域の未来予測を策定された自治体のように、将来の人口推計や、インフラ老朽化の見通しなどを、目標値ベースではなくニュートラルなファクトとして住民を含む関係者間で共有することです。

これら将来の人口推計やインフラの老朽化に伴う維持・更新費用の見通しなどの詳細な情報は、すでに国や研究機関が作成しておりますので、自治体の皆様はこれらをうまく活用し、住民との議論を始めて頂きたいと思います。

地域の未来予測を通して見えてくる住民の身近な問題を行政や議会が共有し対応に向けての議論を重ねることで、住民の意識も変わり、新しい価値観による解決策が生まれてくると思います。

一つの事例として、総人口の推計と高校卒業者数の将来推計を見てみます。

ご覧のように 2023 年の高校卒業者数は約 110 万人とピークだった 30 年前からすれば半数程度となっています。

一方、出生者数を見てみると 2023 年は先ほど示したように 75 万人です。

この二つの数字から見えてくることは、2023 年に生まれた子供たちが高校を卒業する、すなわち 18 年後の 2041 年には、高校卒業者数は 75 万人まで減少するという事です。

たった 18 年間で成人になる人口が 110 万人から 75 万人へと 3 割も減少してしまうという数字をどのように捉えたら良いのでしょうか。

人口推計では、総人口が 2023 年比で 3 割減るのは 2070 年、すなわち 50 年先とされていますが、目の前の若者に目を向ければ、これをはるかに上回るペースで減少しているという事であり、その影響は地域ごとに大きな課題となって出てくると思います。

このように全体数字だけでなく、地域社会を考える上でキーとなる個別の数字を丁寧に見ていく、これだけでも、多くの気づきがあり、議論が生まれるはずで

す。核家族や生活様式の多様化により、地域の関係性は希薄化していきましたが、今後、様々なリソースが限られていく中であって、誰一人取り残さない包摂的な社会をつくっていくには、自分たちでできることは自分たちでやるという自助・互助・共助、そして公助の関係性を見直していかなければなりません。

そのためにも、まずは地域の未来予測を策定し、包み隠さず地域の実情を住民と共有する。その上で地域の関係性を再構築していくことが必要です。

さて、本日は自治体関係者の方のご参加が多いとお聞きしておりますが、住民参加の取

組と並行して優先的に取り組んでいただきたいのは、地方自治体で働かれている人が住民と触れ合える時間を増やすことであり、そのための環境整備です。

自治体の業務は多岐に渡りますが、一方では申請や許認可等、形の決まっているものも多くありますので、フロントヤード、バックヤードにおいてデジタル化による効率化を進めることで時間が生まれてくると思います。

現在、各自治体では基幹業務システム統一・標準化への対応が進んでおり、職員の方は大変なご苦勞をされているとお聞きしていますが、システムが稼働すれば生産性が上がり、住民と触れ合う時間が生まれてきます。

また、デジタル化、特にシステムやデータ形式の統一・標準化が進むことで、他の自治体との連携も取りやすくなり、自治体業務のさらなる合理化につながっていきます。

人口減少が進む中、すべての自治体がフルセットのインフラを持つことが困難になってきていますが、例えば広域で図書館の蔵書や貸し出しデータを共有することで、図書館という入れ物がなくなっても本の受け渡し場所や読書のスペースを設けることで、これまで以上に蔵書の中から本を借りられる仕組みを作ることができると思います。

デジタル化は、そのような、事務の合理化と住民サービスの向上を同時に実現できる可能性も秘めています。

また、事務の合理化という観点では、地方分権改革有識者会議の提案募集方式では、自治体の業務負荷を低減する取組を進めていますが、この点についても少しお話をさせていただきます。

ご存知の方も多いかと思いますが、令和4年度に、この有識者会議の計画策定等に関するワーキンググループにおいて、効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドを取りまとめました。これは近年、自治体業務において様々な法律に基づく計画策定の負担が増していることを問題視し、横断的にメスを入れたもので、令和5年3月に閣議決定されております。

具体的には、このナビゲーション・ガイドは各府省に対し、自治体の計画策定の義務をできるだけ増やさないことや、計画策定を求める場合には既存の計画の中で策定できる旨も示すことを求めています。

その後の各府省における調査では、都道府県が策定主体である計画の6割強、市町村が策定主体である計画の5割強について、総合計画等での記載によって策定義務を満たすことがわかってきております。

各自治体におかれましては、是非ともこのナビゲーション・ガイドを活用頂き、複数の計画策定をワンパッケージで行う等、合理化を進めて頂きたいと思います。

地方分権改革有識者会議としても、優良事例の横展開を図り、各府省に対しては計画策定を必要とする制度の抑制を働きかけるなど、ナビゲーション・ガイドが活用され、地方の負担軽減に結びつくように推進してまいります。また今後、計画行政以外の分野においても同様の横断的な取組を模索できればと思っております。

地方自治体で働かれる皆様が、業務の効率を高めていくことで、住民と触れ合う時間をもっと増やしていけるものと思います。

では住民と触れ合う時間を捻出できたとして、どのように住民参加を進めていくことができるでしょうか。

近年、人口減少や少子高齢化を背景に、地域コミュニティを支えるさまざまな組織が形成され地域の暮らしを守るという取組が、都市部も含めて全国的に広がりつつあります。いわゆる地域社会の担い手です。

こちらのスライドをご覧ください。約3割の自治体で「地域担当職員」が設置されていますが、その目的は住民との協議を重視するためという調査結果があります。従ってこの地域担当職員が起点となって、様々な地域社会の担い手と定例会議などを開催することでパイプを太くし、関係する職員と連携しながらコミュニケーションを深めていくことができれば、住民参加の促進につながっていくものと思います。

昨年12月にまとまった第33次地方制度調査会の答申においても、地域社会の担い手の重要性や、担い手の活動環境を整備していく必要性にも言及しています。住民参加の側面からも、これら担い手との関係性を強化することが重要であると思います。

次に住民とのコミュニケーションの事例として、「自分ごと化会議」について触れたいと思います。「自分ごと化会議」は、政治家や公務員に任せていた地域課題などを住民が直接話し合う会議で、最大の特徴は住民基本台帳から無作為に選ばれた住民が参加すること。つまりは「くじ引き」で「ふつうの人」が参加することです。

2014年から「自分ごと化会議」に取り組まれている福岡県の大刀洗町では、全国で初めて「住民協議会（自分ごと化会議）」の条例化にも踏み切られました。

町長から諮問された「町の施策・事業、課題等」について委員が自由に議論を行い、最終的には協議会の意見として町長に提言する仕組みとなっており、行政・地方議会・住民が三位一体で地域の課題に向き合い、ゴミ行政や包括ケア（主に予防介護）などの分野で多くの成果を挙げられています。

無作為抽出で選ばれた、いわば「ふつうの人」との議論から、地域の課題解決の成果が上がっているということは、自治体で働かれている皆さんがこれから住民とのコミュニケーションをより活発にしていく上でも、勇気を与えてくれるものではないでしょうか。

昨年のこのシンポジウムでは、常滑市の山田朝夫副市長の対談があり、「自分ごと化会議」から刺激を受け、市民会議による地方行政への住民参加の取り組みを始められたという話がありました。

その中で印象に残っているコメントは、課題解決には自治体による「徹底した情報開示が必要」ということでした。まさしくこれをなくしては、住民との信頼関係を築くことができません。自治体側が恐れずに徹底して情報開示をする。現場と一緒に外向いて問題を共有する。このようなことを一つ一つ丁寧に取り組んでいけば、住民と行政が同じ目線に立つことができ、本質的な議論ができるようになるのだと思います。

そしてもう一つ。住民とのコミュニケーションを促進するためには、地方自治における「二元代表制」の機能強化も重要なポイントです。

日本の地方自治においては、市長も議会も直接住民による選挙で選ばれ、市長も議会も直接的に住民に対する責任を負う「二元代表制」が置かれています。

これは市長と議会を独立対等の地位に置き、それぞれが独自の権限と責任を持ち、相互の「抑制と均衡、すなわちチェック&バランス」の緊張のもとに自治体の政治・行政を行う仕組みです。

二元代表制は、様々なバックグラウンドを持つ議員の集合体である議会を通じて、多様な民意を反映しやすい仕組みであり、前半で申しました痛みを伴う構造改革における合意形成・意思決定においてこれまで以上に大きな役割を果たすものと思います。そのためには議会を開かれたものにし、普段より住民と議員がしっかりとコミュニケーションを取る仕組みが必要です。その議論のベースとしても、「地域の未来予測」は有用なものとなります。

第33次の地方制度調査会においても、地方議会に多様な人材が参画し、住民に開かれたものになるよう議会の位置づけを明確化することが答申されました。これを受けて昨年5月に地方自治法が改正され、中央議会の役割や議員の職務等が法律上も明文化されたことで、議会が地域の多様な民意を集約していくという機運が各地で高まっています。

住民、議会、そして行政が加わって共通の情報の下に多様な地域課題を解決していく。そして国の制度が支障になる場合は提案募集方式を活用することで地方分権活動は動いていくものと思います。

さて、すべての行政サービスは法令に基づいて行われていますが、より良い行政サービスを提供するためには時代に応じて法令を変えていく必要があります。

提案募集方式が、まさに時代の変化に応じて制度上の支障などを変えていくためのツールです。提案募集方針が始まってから、令和5年度までの10年間で3521件もの地方からの提案が寄せられました。

実績の出ている令和4年度までの集計では、各府省との調整対象となった提案について、対応・実現がされた割合は約8割にもなります。是非これからも「地域が目指す将来像を描きながら、自治体の制度も国の制度も変えていくんだ」とそういう気持ちを持ち続けていただきたいと思います。

進化論で有名なダーウィンの言葉に、「この世界で生き残れるものとは、最も強いものでも最も知的なものでもなく、変化に適応できるものである」というものがあります。これは逆に言えば、変化できないものは生き残れないということです。

人口の減少は避けられない現実ですが、日本には優れた技術、豊かな自然資本、そして何よりも成長する人という資本があります。

繰り返しになりますが、「日本が輝くには多様な地方・地域がそれぞれに輝くことが不可欠」です。持続可能な社会、誰一人取り残さない包摂的な社会を実現していくには、住

民とともに地域の未来についての情報を共有すること。そして全員で知恵を出し、力を合わせて変化を恐れずに行動することです。

改めて、住民参加による地方分権改革を促進させていきたいと思います。大変雑駁な話になりましたが、私からのメッセージとさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○司会 市川様、様々なご経験を踏まえた大変貴重なお話ありがとうございました。

■講演 「地方分権改革の今日的意義—住民自治の視点から—」

武庫川女子大学 経営学部教授

金崎 健太郎

○司会 それでは続いてのプログラムに移ります。

金崎健太郎 武庫川女子大学経営学部教授から、「地方分権改革の今日的意義—住民自治の視点から—」という演題でご講演をいただきます。

ここで、講師の金崎健太郎様のご紹介をさせていただきます。

金崎様は、1992年に京都大学法学部をご卒業された後、旧自治省に入省され、和歌山市副市長や札幌市財政局長などを経て、2013年に内閣官房内閣参事官となりました。その後2017年に関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授、2020年からは武庫川女子大学経営学部教授とされており、また2021年から地方分権改革有識者会議の専門部会である、計画策定等に関するワーキンググループの構成員を務めていただいております。

本日は金崎様に会場へお越しいただいております。

それでは金崎様、どうぞよろしく願いいたします。

○金崎教授 皆さん、こんにちは。只今ご紹介をいただきました、武庫川女子大学の金崎健太郎でございます。今日は大変貴重な機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、1992年に旧自治省に入りまして、社会人生活のスタートを切りました。1992年はまさに地方分権改革の前夜ともいべきそういう時代でございました。そこから30年が経過をし、分権改革は今なお続けられています。

今回のお話では、この分権改革の経緯を少したどりながら、今日的な形で分権改革を進めることは必要なのか、そして必要とすればどのような形で進めていくのが望ましいのか、ということをお話させていただければと思っております。

地方分権改革は、1993年、衆議院で地方分権の推進に関する決議というものが行われ

て号砲が鳴り、スタートいたしました。第一次改革という大きな改革がなされた後に第二次改革が行われ、その改革は現在もなお続けられています。

改めて、「なぜ地方分権が必要なのか」「何で分権を進めなければいけないのか」ということをさらってみたいと思います。

1996年に地方分権推進委員会の中間報告というものが出されています。この中間報告、私も今回改めて読み直してみましたが、非常に胸を打つ文章がこの中に記載をされています。

我が国は戦後復興を遂げ、そして経済成長を成し遂げて豊かな生活を確保することができました。行政サービスにおいても上水道から始まり、下水道、そして道路、空港、こういった社会インフラを整備して、どこの地域でも水道や下水道のサービスが受けられるようになり、いわゆるナショナルミニマムという行政サービスをどこにいても享受できるようになりました。

しかし、それを引っ張ってきた体制というのは、やはり中央省庁を中心とした国主導の体制でありました。国全体を引き上げて底上げをしていこうとすると、強いリーダーシップのもとにこれを引き上げていかなければいけない。そのためには中央集権体制というものがある意味必要であり、そして有効であったことは、これは結果論としてもちゃんと見えるところであります。

しかし、それが成し遂げられた段階で、「本当にそれを続けていいのか」という疑問がこの当時、多くの人を持ち始めたということです。中央集権体制から「地域のことは地域で解決する」という、そういう体制にした方が国民全体が豊かで快適な暮らしができるんじゃないかと、そういう認識を国民全体が持っていたということです。

私が社会人になった1992年、まさに地方分権前夜でしたけれども「これからは地方の時代だ」という言葉に、非常にワクワク感とそして希望感が漂っていて、それが社会全体で共有されていたような記憶がございます。

中央集権から地方分権に、そして地方が主役の体制をつくることによって、一人一人の住民のニーズに合った地域づくりが行われる。そして一極集中の弊害が出ていた東京への人、モノ、情報、こういったものの集中が分散されることによって、地域が光り輝く、そして個性がちゃんと見い出されるような地域づくりができる。そういう社会をみんなが目指していたということでございます。

既にナショナルミニマムは達成しているので、そこから地方分権を進めていったわけなんです。そして地方分権を進めるということは、地域によって行政サービスの内容に格差が出るということが当然想定をされるわけです。

地方分権委員会のこの中間報告では、この想定される地域格差について「尊厳ある個性差だ」という言い方をしています。つまりナショナルミニマムが達成された後の地域づくりによって、地域間に格差があっても、それはその地域の個性であるということをしっかりそこで述べているわけです。

当然のことながら、地域というのは2つと同じところはありません。それぞれの地域にそれぞれの歴史があり、文化があり、そしてそこに住んでいる人たちも違うわけなんです。行政サービスの内容も違っていても、むしろ当たり前なのかもしれません。

そういった社会を目指そうというのが、この地方分権推進の背景と言いますか、動機だったということが、この報告書からも改めてわかるところでございます。

まず、地方分権改革が目指した姿ですけれども、当時国と自治体の関係は、上下の関係、いわば上司と部下の関係にございました。その背景にはいわゆる機関委任事務と言われる事務制度の問題がありました。

地方公共団体は、首長を選挙で選び、そして議会を有する独立した団体ですけれども、実際にその地方公共団体で行っている事務ですね、これには機関委任事務というものが含まれていました。

機関委任事務というのは、その事務を行うにあたっては国の一機関としてその自治体が事務を執行するという制度です。国の一機関として執行する以上、その事務については国がいわば上司になってきます。

だいたい都道府県では、全体の事務の7割程度がこの機関委任事務であったと言われてます。つまり全体の7割は、国の部下として自治体が仕事をしていたということです。

これではなかなか独自の地域づくりというのが難しいということでございます。まずそれを上下主従いわば上司と部下の関係から、対等関係・協力できる関係に持っていこうというのが、まず地方分権改革が目指した姿でした。

これによって、住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体が行えるようにする。それによって結果的にはそれぞれの地域でゆとりと豊かさを住民の方に感じていただけるような、そういう地域づくりが可能になるのではないかと、そのように目指していったわけです。

まず上下主従から対等協力にしていこう、というのが大きな命題としてございました。現在に至るまで地方分権改革は30年にわたって進められてきていますが、この上下主従から対等協力の関係というのは、私の主観ではございますけれども、制度的にはほぼ実現をしているのではないかと考えています。

まず2000年までに行われた第一次分権改革では、その上司と部下の関係になっていた大きな原因でありました機関委任事務制度が廃止されました。そして現在のいわゆる自治事務と法定受託事務という形に、事務のルールが変えられています。

そしてそれに伴って、自治体の仕事に対して、国がどこまで口を出ることができるのか、いわゆる国の関与について、「こういう事務にはこういう関与しかできないよ」というルール、いわゆる関与の法定化がなされています。新しいルールができたわけです。

これで自治体と国との関係は上司部下との関係から、法律のルールに基づくお付き合いの関係に変わっていったということです。

そして、第一次分権改革の後、三位一体改革というお金の面での改革も行われました。

ルール上は対等になっても、実際お財布の中身を国が握っているようでは、これは独自の地域づくりができません。

ですから税源を移譲し、そして補助金の改革を行うといったお金の面での改革を行いました。そしてその後に進められた第二次分権改革では、地方に対する規制緩和であるとか、そして権限移譲、事務移譲ということを行い、地方自治体の中でも都道府県じゃなくて市町村にできることは市町村によってやってもらおうと、都道府県から市町村への権限移譲ということも進められました。

また、国と地方の協議の場という、まさに対等な協議をする場というのを、法律によって設定するという改革も行われているところであります。

こういった改革を行ってきたことによって、少なくとも制度的には国と地方公共団体は対等、そしてある時には協力ができる、そういう関係になっていったんじゃないかと思えます。

私はこの地方分権改革のことを考えるとき、就職して最初の頃の霞ヶ関の光景をよく思い出します。予算編成の時期になると、各都道府県の職員は東京に駐在をして対策本部なるものを設置し、そして自治体が国の情報を収集してまわる。そしてそれによって自治体の予算編成を速やかにできるように努力をする。そして、役所の前にはバスが停まっていたりタクシーが連なっていたりして、多くの団体の方が陳情に訪れている。その中にはもちろん市町村長さんや都道府県知事の皆さんもいらっしゃいました。

つまり、国と地方の関係は、お願いする方とされる方という関係が明確にありました。ところが、今霞ヶ関のあたりを同じ時期に歩いていてもそんな光景はあまり見られません。まさに自治体と国との関係が変わったということ、非常に象徴しているということをよく感じます。

ただその中でも、まだそれがちゃんとうまくいっていないんじゃないかということを感じることもございます。

最近それを示すことになったのが、コロナへの対応をめぐる様々な課題です。これは、今の国と地方公共団体のいわば真の実力を示すような大変難しい対応であったわけなんですけれども、その中にはやはりこれからの国と地方公共団体の在り方として反省すべき点、そして変えていくべき点も見受けられるということは、既にいろんなところで議論が進んでいるところでございます。

これまでの改革を見てみると、国と地方公共団体は上下関係にあったわけなんですけれども、それを対等協力の関係にしていこうという、いわば国と地方公共団体との関係を90度回転させる、縦を横にする改革でありました。

縦を横にするために法律を改正し、税財源の問題を解消し、そして今なお続くような様々な規制緩和、義務付け枠付けの緩和などをずっと行ってきて、膨大な法律改正を重ねてきたというのが現在の姿であります。だいたい縦が横になったかなというのが現在の私の認識であります。

しかしながら、ここでもう一度立ち止まって考えなければいけないことがあります。それは「なぜ地方自治ということ、今もう一度注目をしなければいけないか」ということです。

憲法では、92条に「地方公共団体の組織運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律で定める」と規定をされています。地方自治の本旨というものを尊重しなければいけませんよ、ということが憲法上ちゃんと規定をされているのです。

つまりこの地方自治というのは、憲法上私たちに与えられた権利でもあるというふうに解釈ができると思います。そして、この地方自治の本旨の中身は、いわゆる住民自治と団体自治という2つの意味が含まれていると理解されています。

団体自治というのは、各地域には市町村そして都道府県という地方公共団体が存在をし、そしてその地方公共団体は国から独立している。その独立した地方公共団体が地域の行政サービスを実施する、これが団体自治の趣旨です。

一方、住民自治というのは、地方自治というのは地域のことなので、地域の住民の意思に基づいてその地方のことは決めるという理念です。

この住民自治と団体自治の2つの理念が両方実現されて、初めて憲法が私たちに寄託している「地方自治の本旨」というものが実現するということになるかと思っています。

これまでの改革は、上下主従を対等協力にするという関係改革ですから、いわば地方公共団体という団体を国と対等にする。つまり地方公共団体の独立性をきちっと担保する、確保するというための改革でした。

いわばこれまでの分権改革、住民自治と団体自治のどちらに力点を置いていたかということ、明らかに団体自治の方に力点を置いた改革が進められてきたわけです。その結果、国と地方はようやく対等協力ができる制度的な環境が整ったという風に考えることができます。

じゃあこれからの改革をどのようにしていったらいいのかということを考えなければいけません。

これからの私たちを取り巻く環境を考えると、切っても切れないのが人口に関する問題です。人口が減りそして高齢化が進む「少子高齢化」ということがよく言われます。大学生の皆さんに聞いても、「少子高齢化」という言葉からくるイメージは、非常に将来が暗いあるいは不安だという声をたくさん聞くことができます。

しかし社会の将来を考える時に、不安があってもこれは仕方がないわけで、その不安を打ち消すような、そういう改革をやっぱり進めていかなければいけません。そのためにはこの人口構造の変化をどのようにとらえるべきかということです。

少子高齢化というのは一言でよく言うんですけども、「少子化」と「高齢化」に原因をわけて考えていく必要があります。

「少子化」は子どもが減ることでありまして、「高齢化」はどういうことかと言うと、全体の中の高齢者の割合が増えることではあるんですけども、なぜ増えているかと言

ますと、寿命が長くなったからですね。人生の期間が長くなっているということがありません。

つまり「長寿化」という問題と「少子高齢化」というのは、密接に関係しているということです。

人生が長くなる「長寿化」については、そんなに暗いイメージはないんじゃないかと思います。しかし社会全体として見た場合には、このように人口の構成が大きく変わっていることは紛れもない事実です。若い人たちの割合が減り、そして高齢者の割合が増える。形がだいぶ変わってしまうということです。

社会経営という面から見ても、いわゆる生産年齢人口と言われる、働いてそしてお金を稼いで税金を納める世代の割合が減り、年金を受給したりしながら生活をする人の割合が増えていくという変化があります。

「少子高齢化」というよりは、この人口構造の変化というものに対応するための改革というのが、一つ必要になってまいります。

それ以外にも様々な変化があります。人口減少が加速することによって、残念ながら地域間格差というのはより一層拡大をしています。人口が都市部に集中をする、東京をはじめとした都市部に集中をし、そして地方からは加速度的に人口が流出するという、この格差が一層広がっていきます。

ただ人生が長くなりますので、私たち一人一人の生き方や暮らし方というのが多様化をしていきます。住むところでも一つのところに住み続けるという選択肢ではなくていくつものところに同時並行で多地域に居住をしたり、人生のいろんなステージで住み替えをして移転をするということが、普通のことになっていきます。

一方で加速度的に格差が広がる中で、地域の担い手として背負ってくれる人がいないという、そういう地域も当然のことながら出てくるわけなんです。ただそれを補うために様々なデジタル化の恩恵というものをこれからは活用することができます。

地方公共団体は必ずしも物理的に住民のそばになくても、デジタル化の技術を使ってサービスをそばに置いて提供するということが可能になっているわけです。

あともう一つはお金の面での変化です。現役世代が減って高齢世代の割合が増えるということは、税金の収入が爆発的に増えることがなくなり、一方で社会保障をはじめとした経費が増大することになります。

何でもかんでも税金でという対応が難しくなっているというのは、もう今自治体の皆さん十分にお感じになっていることだと思います。つまり財政的には非常に窮屈な運営が強いられるということになります。

こういう環境の変化というのはもちろん、これからの改革をしていく上で必ず押さえておかなければいけない、そういう変化ということになります。こういう変化を踏まえて、じゃあ地方分権というのがこれからどうあるべきかということをもう一度考えてみる必要があります。

これは先ほどの分権委員会の中間報告で挙げられていた、5つの地方分権改革の背景になります。

いずれも今日的に今の状態、そして将来の状態を考えても、特に大きく変わっているかというと、この必要性はどれを見てもそんなに大きくは変わっておりません。

じゃあ中央集権に戻せばいいかというと、そうではない。

やはり、人生が長くなって地域のことは地域で決めた方が、私たちは豊かな生活ができる。東京一極集中もできれば是正をして、そしていくつかの拠点がちゃんとあった方が国民的にも安心であるということは、これは今もういっぺん考えてみても、この必要性というのはやはり肯定できるんじゃないかと思えます。

つまり、地方分権改革の継続っていうのは、まだやっぱりこれからも必要であるということは、改めて私は確認ができるんじゃないかと思っています。

じゃあこれからどのような改革をしていくべきかです。

縦から横の改革はほぼ完成をし、そしてこれからは次のステップに行かなければいけません。

これからの改革は、もともとの地方分権改革の目的であった地域の住民の方々が豊かさとか、そして地域に対する誇りであるとか、個性っていうものを感じることができるような状態にしていくこと。これが次の目的、本来の目的によりやく行くことができるんじゃないかと思えます。

これまでは国と地方公共団体という形で、地方公共団体はある意味一括りにした改革が中心になっていました。それを地方公共団体ごとの改革にこれからは変わっていくべきであると思えます。

提案募集の制度もその一つの仕組みでありますし、それ以外にも地方公共団体ごとに「これがしたい」「あれがしたい」、あるいは「これはいらない」「あれはいらない」、そしてそのために何がハードルになっているのか。それを実現していくための一つ一つの自治体ごとのオーダーメイドの改革が、これからは求められている。そういうふうに思えます。

これは大変手間のかかることでもあり、自治体側にとっては横並びではなく、自治体ごとに様々な議論が必要なことでもあるということです。

先ほどの地方自治の本旨ということで考えますと、まさにこれまでは団体自治に力点が置かれていたんですけれども、これからは住民の意思を反映して地域を運営するという住民自治に力点を置いた改革を進めていかなければいけないということになります。

住民自治の改革というのは、これは制度ありきではありません。まさに住民の方の思いであるとか、住民の方の行動であるとか、住民の方の意識があって初めてそれが制度を動かしていくということになります。

つまり住民の参画がないと、この住民自治の強化というのは難しいということになります。ですからまさにこれからの改革というのは、住民の参画というのが非常に重要になっ

てくる。これは地方分権改革の長い歴史の中でようやく次のステップ、制度的な環境が整って本来の目的により近づいている次のステップに入っていく段階ではないかと思われる。

これからの社会は何でもかんでも国にお願いする時代では、もちろんありません。また私たち住民が何でもかんでも行政にお願いする、行政にやってもらおうという時代かという、そうでもありません。

行政にだけで解決できない問題がほとんどです。

じゃあどうやって社会を解決していくのか。社会的な課題を解決していくのかということです。

私はこれからの社会を考えていくときに、スマートフォンをよく思い浮かべます。みんなスマートフォンをお持ちですけれども、スマートフォンはいろんなサービスを私たちに提供してくれます。

スマートフォンの中に入っている一つ一つのアプリケーションがサービスを提供してくれるんですけど、アプリケーションは必ずしもスマートフォンの会社で作っているわけではないです。いろんなアプリケーションを開発する会社が、それぞれ得意なアプリケーションを開発して、それに乗っけることによってサービスを提供しています。そしてどのアプリケーションを使うかは人それぞれで異なります。

これがこれからの地域の課題を解決する、社会の課題を解決する一つのヒントになるのではないかと思います。

つまりいろんな主体が、それぞれの得意とする分野の社会課題を解決する。一つの主体で解決できないことは、複数の主体で解決をしていく。じゃあ地方公共団体の仕事は何なのかというと、まさにそのアプリケーションを提供する OS の部分をやはり地方公共団体、地域社会として作っていく必要があるというふうに思います。

地域という一つの OS の中で様々な主体が得意とする分野をアプリケーションとして持ち寄って、そして住民の方にオーダーメイドのサービスを提供する。それがひいては地域の個性になり、そしてそれが住んでいる人の誇りにつながっていく。それが各地で展開されることによって、いい意味での刺激であるとか競争環境というのが地域間で起こっていく。それが全体としての国民の豊かさであるとか、暮らしの充実につながっていく。

まさにそういういい意味での格差というものが、個性に変わっていく。そういう時代がこれから訪れていくことを願ってやみません。そのためにはこれからの地方分権改革、住民の方々の意識、そして実際の行動、こういったもので地域を動かしていくという、それが原動力になるんじゃないかという風に感じております。

雑駁な話ですけれども、私のお話はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○司会 金崎様、多様なお経歴を踏まえた大変貴重なお話をありがとうございました。

■休憩

○司会 それではこれで前半を終了とさせていただきます。

この後休憩を挟み、後半では住民の方々の地方分権改革の成果に対する声などをお送りいたします。

後半は 13 時 20 分より開始させていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

■再開

○司会 皆様、お待たせいたしました。シンポジウムの後半の部を始めさせていただきます。

■住民等の地方分権改革の成果に対する声

(聞き手) 地方分権改革推進室 在津謙作 参事官

○司会 プログラム 4 では、住民の方々の地方分権改革の成果に対する声と題しまして、これまでの地方分権改革の成果に対する地域住民の方々の生の声をご紹介していきたいと思っております。

それでは在津謙作 参事官、よろしくお願いいたします。

○在津参事官 ただいまご紹介にあずかりました、参事官の在津です。ここからは、提案募集方式の成果事例に対する住民の皆様の声をお届けしていきたいと思っております。

提案募集方式とは、地域の課題を解決するため、国の制度を変える提案を各地方公共団体から募集する取組で、従来の国指導の地方分権改革を転換し、地方の発意に基づいた改革の推進を目的として、平成 26 年に導入されました。

最初に紹介します事例は、平成 29 年に宮崎県の延岡市や全国知事会、市長会、町村会から提案がなされました「放課後児童クラブ職員に関する基準を地域の実情に沿ったものとする見直し」についてです。

本日はこの会場に延岡市からはるばるご担当の方にお越しいただきました。

まずは提案に至った当時の背景やその結果などについてご説明していただきたいと思

ます。それでは延岡市健康福祉部こども保育課の吉岡主任主事、よろしくお願いいたします。

○吉岡主任主事 延岡市子ども保育課の吉岡です。宮崎県延岡市は東九州に位置し、海・山・川の自然に恵まれた町です。

つい先日あるテレビ番組でも紹介されましたが、チキン南蛮発祥の地としても知られています。そんな延岡市から参りました私からは、放課後児童クラブ職員の資格要件に関する基準と、職員の配置人数に関する基準を地域の実情に合ったものにより、柔軟なクラブ運営の実現に至った事例として、本市の取り組みをご紹介します。

放課後児童支援員の資格は保育士や社会福祉等の基礎資格を持った上で、一定の研修を受講することで得られるとされており、その配置人数は支援の単位ごとに2人以上を配置するものとされていました。

1 支援単位とは一教室を想像してください。これは大都市でも過疎地でも全国一律で、必ず国の基準に合わせなければならないものでした。子育て経験が豊富な方も、研修を受講しなければ支援員になることができず、また利用児童数が多い場合でも少ない場合でも、一律に支援員等を2人以上配置する必要があり、放課後児童クラブの利用ニーズは高いが、職員の人材確保が難しく、放課後児童クラブの増設ができないという問題が発生し、待機児童の増加、放課後の子どもの居場所がないという支障が出ていました。

そのためサービスの質は確保した上で地域の実情に合わせ、市町村が資格や配置体制について定めることができるように、基準を見直すよう全国から提案がなされ、その後児童福祉法の一部改正が行われました。

資格要件と配置人数に係る基準について従うべき基準（必ず適合しなければならない基準）から、参酌すべき基準（十分参照しなければならない基準）へと見直しが実現しました。

これを受け本市としては、国の基準を十分参照した上で地域の実情に合わせ独自の基準を定めるため、2020年、令和2年4月1日施行で条例改正を行いました。

内容として、資格については2年以内に研修を終了することを前提に、猶予期間を設けること。配置人数については20人未満の場合は支援員1人以上とすることの2つの基準を緩和しました。

資格要件を緩和したことで新規事業の立ち上げや資格者の欠員補充に柔軟に対応できるようになり、配置人数の緩和については緊急時は速やかに複数人で対応できる体制をとった上で、との条件のもと、土曜日や朝の早い時間帯、夕方の遅い時間帯等の利用児童数が少ない時間帯で、1人配置を認めたことで柔軟な対応ができるようになりました。

結果、人手不足の解消につながり、既存施設の安定的な運営、また新たに児童クラブを始めやすい環境となりました。以上です。

○在津参事官 吉岡主任、とてもわかりやすいご説明、ありがとうございました。

さて今日は、今ご説明があった見直しの成果を実際に体験されている延岡市民の方にも、はるばるこの会場にお越しいただいています。簡単に自己紹介をお願いしますでしょうか。

○甲斐館長 延岡市にあります、童夢館児童クラブの館長の甲斐と申します。よろしくお願ひ致します。

○在津参事官 甲斐館長、今日のはるばる延岡市から東京までお越しいただきまして、本当にありがとうございます。甲斐館長、児童クラブにはいつ頃からお勤めされていらっしゃるのでしょうか。

○甲斐館長 平成 28 年の 4 月からですので、8 年ほどになります。

○在津参事官 8 年間お勤めということですね。では、もうかなりベテランの域に達していらっしゃるということですね。

では、今、延岡市から説明があった提案や、その結果についてはご存知でしたでしょうか。

○甲斐館長 市の説明会で基準の緩和が行われるというお話があって、その時初めて知った次第です。

○在津参事官 それでは、その提案やその結果、以前と比べて変わったなあ、と感じられていた点はございますか。

○甲斐館長 先ほども説明がありましたけれども、従来の児童クラブの運営基準につきましては、子どもの数が少なくなっても 2 人体制を維持していかなければならないということがございました。

基準の緩和によって 20 人未満になれば 1 人でも体制を組めるということで、そういった関係で子育て中のご家庭の職員さん、それから家族に介護が必要な方がおられるようなご家庭の職員さんの緊急時の対応などができるようになりました。それから通常の勤務時間においても色々な調整が行いやすくなりました。

そういった意味でずいぶんと職員体制を柔軟に考えることができるようになったな、と感じたところです。

○在津参事官 地方分権改革が働き方改革にもつながったということですね。

それでは児童支援員の資格や人数の基準が緩和されたことは、どのように思われましたでしょうか。

○甲斐館長 一言で言うと、ありがたいと感じました。

先ほどもお話ししたことなんですけれども、求人にあたり家庭の状況に応じた勤務状況、勤務時間等の相談も柔軟に対応できるようになりましたので、そういった面ではこの基準緩和というのは働きやすい環境の整備にも大きな役割を果たしているのではないかな、そんなふうにいるところなんです。

○在津参事官 ありがとうございます。ありがたいという言葉をいただくと、国の関係スタッフの努力も報われると思います。

ではその支援員の資格や人数の基準が緩和されたのは、地方分権改革の結果であるとはご存知でしたでしょうか。

○甲斐館長 実は地方分権改革に基づくものであるということは、ご説明を受けて知ったところでございます。

○在津参事官 現場の方々まではなかなかそういった情報が伝わっていないということなのでしょうか。我々公務員担当者として、反省すべき点だとは思いますが。

たった今、それでは「改革の成果だ」と聞かれてどのような感想をお持ちになりましたでしょうか。

○甲斐館長 地方分権改革というものにつきましては、社会の枠組みといった大きなテーマというような印象がございました。しかし実際には、私たちの身近なところで具体的に進められていると、そんな風に改めて思ったところでございます。

○在津参事官 そうですね。おっしゃる通り自治体が出す提案ですので、もともとは住民の皆さんの身近な問題から話が始まっていることが多いですね。

では甲斐館長、最後に今回の話を聞かれて延岡市や内閣府に一言頂戴することはできますでしょうか。

○甲斐館長 まずは延岡市さんの方に、日頃から私たちの現場の声をよく聞いていただいているんですけれども、とりわけこの基準緩和の提案につきましても本当に改めてありがたいことだと思っております。これからも現場への温かい眼差しをお願いしたいと思っております。

それから内閣府におかれましては、今後ともたくさんの地域の声を汲み上げていただき

まして、暮らしやすい、また働きやすい、そういった社会づくりに向けての改革を進めていただければと思うところです。

○在津参事官 甲斐館長、あらためまして本日はお仕事もある中、はるばる東京までお越しいただきまして改革に対する声を届けていただいて、本当にありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

さて延岡市からは、他の方からもお声をいただいております。残念ながらお仕事の関係で会場にはお越しいただけませんでしたので、映像にてご紹介をさせていただきます。

それではご覧ください。

(映像)

○Q1. 自己紹介をお願いできますか。

○知念主任 延岡市在住で旭児童館に勤めています、知念と言います。

○Q2. 放課後児童クラブには、いつ頃からお勤めされていますか。

○知念主任 平成18年から18年間ほど勤めております。

○Q3. 延岡市から説明があった提案やその結果について、ご存じでしたか。

○知念主任 市の説明会などで聞いたことはありましたが、その内容をしっかり理解はしていませんでした。

○Q4. 提案とその結果以降、「以前と比べて変わったな」と感じていた点がありますか。

○知念主任 職員のシフトを組むのが楽になり、職員間の雰囲気も以前より良くなったなと感じておりました。

○Q5. 放課後児童支援員の資格や人数の基準が緩和されたことをどう思われましたか。

○知念主任 休暇が取りやすくなり、家庭との両立がうまくできるようになりましたので、長く働いてもらえる職場になったんじゃないかと思います。

○Q6. 支援員の資格や人数の基準が緩和されたのは地方分権改革の成果だをご存知でし

たか。

○知念主任 基準が緩和されたのは知っていましたが、それが地方分権改革の成果だとは知りませんでした。

○Q7. たった今、改革の成果だと聞かれて、どの様な感想を持たれましたか。

○知念主任 国主導の政策が地方の実情に合わせて変革されるという柔軟性に驚きました。子育てしやすい延岡の実現に向けて、希望が持てる気がします。

○知念主任 最後に、延岡市や内閣府に一言いただけますか。

今回の改革で、私たち支援員の職場環境はとても良くなりました。これからも地方の実情に合わせた改革が、柔軟に国や延岡市で行われることを希望します。

○司会 知念様、ありがとうございました。

それでは続きまして、埼玉県杉戸町、そして大阪市の成果事例とそれに対する地域の皆様の声を映像でご紹介いたします。

それではどうぞご覧ください。

(映像)

○在津参事官 皆さん、私は埼玉県の杉戸町にきています。

こちらの自治体では高知県などが提案した「ファミリーサポートセンター事業の実施要件の見直し」についての地方分権改革の結果、地域の子育て環境が改善されたということです。

○山岸所長 杉戸町の子育て支援センターの所長しております、山岸です。

ファミリーサポートセンター事業とは、乳幼児や小学生を持つ家庭の子育て援助を希望する依頼会員と、子育ての援助をしてあげたい提供会員との連絡調整を行う、相互援助活動の仕組みです。

この仕組みを利用したいという子育て家庭の声は以前からあったものの、実施要件が不明確なため、個人の会員の自宅以外での場所で、事業を実施できない状態でした。

提案の背景としまして、子どもの預かり援助を行う場合、会員の自宅が預かり援助場所であったことから、それを可能とする提供会員の数に限りがありました。

支障事例としまして、提供会員の自宅で犬や猫などの動物を飼っているため、アレルギーを持つ子どもの預かりができない、同居家族がいるため、自宅での預かり援助ができない、一人で乳幼児を預かることに不安がある提供会員もおり、長時間は断られた、そのよ

うなケースがありました。

地方分権改革における対応としまして、会員の自宅以外での場所で預かり援助が可能となりました。

杉戸町では、ファミリーサポートセンターの事務所が子育て支援センターの中にあつたため、子育て支援センター内での預かり援助を開始しました。

その効果としまして、子育て支援センター内での預かり援助について、依頼会員、提供会員ともに負担感の軽減につながりました。子供が遊び慣れている場所、アドバイザーや子育て支援センターのスタッフが近くにいる、そのようなことで安心感があるということ、子育て支援センターでの預かりならやりたいという提供会員の声もあり、提供会員数の増加にもつながりました。

それでは次に会員さんたちからの声をお聞きください。

○Q1. 自己紹介をおねがいでできますか。

○霜崎さん 杉戸町在住の霜崎です。

○Q2. 杉戸町から説明があつた提案やその結果について、ご存じでしたか。

○霜崎さん 存じ上げませんでした。

○Q3. ファミリーサポートの事業にいつ頃からご協力されていますか。

○霜崎さん 2年前から子供が幼稚園に行きだしたので、そのタイミングでファミリーサポートを始めました。

○Q4. 個人の家ではなくファミリーサポートセンターでもお子さんを預けられる様になつたことをどう思いましたか。

託児をしていく中で、保護者からはおもちゃがこちらだと充実しているのと、スタッフが近くにいるのでとても安心して預けられるという声をいただきます。

○Q5. 預け先が公的な施設でもよいことが明確化されたのは、地方分権改革の成果だとしてご存じでしたか。

○霜崎さん 存じ上げませんでした。

○Q6. たつた今、改革の成果だと聞かれて、どの様な感想を持たれましたか。

○露崎さん とてもいい結果だと思います。支援センター内で預けられるということは、今の子育てのお母さんたちにはとても需要があるかと思っています。

○Q7. 最後に、杉戸町や内閣府に一言頂けますか。

○霜崎さん これからも地域のつながりを持ち、預けやすい環境を整えて行って欲しいなと思います。

○Q1. 自己紹介をお願いできますか。

○山下さん 杉戸町在住の山下です。

○Q2. 杉戸町から説明があった提案やその結果について、ご存じでしたか。

○山下さん いえ、存じ上げてございません。

○Q3. ファミリーサポートの事業をいつ頃からご利用されていますか。

○山下さん 約1年半前から利用させていただいています。

○Q4. 個人の家ではなくファミリーサポートセンターでもお子さんを預けられるようになったことをどう思いましたか。

○山下さん ファミリーサポートセンターは配慮が行き届いているので、様々なおもちゃもありますし、年齢の違うお友達にも会うことができるので、子どもたちにもすごく刺激になっていると思います。

○Q5. 預け先が公的な施設でもよいことが明確化されたのは、地方分権改革の成果だとご存じでしたか。

○山下さん いえ、存じ上げておりません。

○Q6. たった今、改革の成果だと聞かれて、どの様な感想を持たれましたか。

○山下さん 大変良い結果になったと思います。

実際に現場の改善点や、それからどうして行った方がいいっていう点も、現場の人にしかわからないものもあると思うので、周りの方々が満足できるものが、もっともっと作っていけるようになると思います。

○Q7. 最後に、杉戸町や内閣府に一言いただけますか。

○山下さん このような取り組みをしていただけて大変感謝しております。子供も実際たくさん経験ができていますし、私も女性として社会進出だとか、社会貢献と夢の実現という部分で叶えたいものもあるので、これからもいいものを作っていただけるといいなと思っています。よろしくお願いします。

○松井課長 大阪市こども青少年局幼保施策部環境整備担当課長の松井です。

私からは令和3年に提案いたしました、「保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の廃止」についてご説明いたします。

保育所等における子どもの居室面積に関する基準は、法により国が定める基準を「従うべき基準」として、各自治体が条例により定める必要があります。

しかしながら、待機児童が多いなどの要件を満たす自治体に限り、国が定める基準を「標準」とすることができる、いわゆる「面積基準緩和特例措置」があり、本市は平成24年度からこの措置を活用しています。

具体的に言いますと、国の面積基準では、乳児室は1人当たり1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上、2歳児以上の保育室は1.98平方メートル以上と定められています。一方、大阪市では表の真ん中に原則の基準がある一方、待機児童解消のため、保育の質の確保や安全面等に十分な配慮ができることを条件に、この特例措置を活用し、1.65平方メートル以上とすることで、入所待ちの児童などを受け入れてきました。

ただこの措置には期限があり、当時は令和4年度末まででした。

この特例期限が到来した場合、進級先の歳児の定員が減少することにより、令和4年度末で退所を余儀なくされる児童が発生してしまいます。また、当時この措置により入所していた762人分の枠がなくなるため、この措置による入所が多い1歳児をはじめ、待機児童が急増することとなります。

そこで大阪市は、令和3年に提案募集方式を活用し、この特例措置の期限の廃止、もしくは期限の延長を内閣府に提案いたしました。

その結果、政令改正により特例期限を令和6年度末まで2年間延長されることとなりました。

期限の延長により、この措置により入所している児童が令和5年度以降も継続して入所することが可能となるとともに、この措置による入所枠の活用が引き続き可能となること

で、令和3年4月に14人であった待機児童が、令和5年4月には4人にまで減少しました。

それでは実際に本提案による地方分権改革の成果について、ご利用されている地域の皆様の声をお聴きください。

○Q1. 自己紹介をお願いできますか。

○金原園長 大阪市西区にある保育園の園長、金原と申します。

○Q2. 保育園をいつから運営されていますか。また、現在の利用者はどれくらいですか。

○金原園長 昭和55年6月1日に開園し、現在134名の園児が在園しております。

○Q3. 現在の特例措置は、いつからご利用されていますか。また、どのようにしてお知りになりましたか。

○金原園長 特例措置が始まった平成24年から利用しております。私の前任の園長が大阪市からの説明を受け、利用するようになりました。

○Q4. 大阪市の提案内容やその結果についてご存じでしたか。

○金原園長 延長されたことは知っていましたが、大阪市の提案については知りませんでした。

○Q5. 特例措置が延長されたことをどう思われましたか。

○金原園長 保育園の利用希望者数も多く、そのニーズに少しでもお応えできるので、特例措置の延長がされたことはとてもありがたく思っております。

○Q6. 特例措置の延長は地方分権改革の成果だとご存じでしたか。

○金原園長 ご説明を受け、初めて知りました。

○Q7. たった今、改革の成果だと聞かれて、どの様な感想を持たれましたか。

○金原園長 少子化傾向ではありますが、この地域ではまだまだニーズもあり、保育園と

しても助かっています。

○Q8. 最後に、大阪市や内閣府に一言頂けますか。

○金原園長 保育園に関するさまざまな制度をつくっていただき、感謝しております。現在、保育現場では保育士の確保が難しく、シフト調整に苦慮しています。

配置基準の見直しなどにより、ますます保育士確保が必要になるので、この点についてはぜひ検討していただけたらと思います。

○Q1. 自己紹介をお願いできますか。

○仲野園長 大阪市、中央区にある保育園の園長の中野です。よろしくお願いします。

○Q2. 保育園をいつから運営されていますか。また、現在の利用者はどれくらいですか。

○仲野園長 令和4年4月に開園し、現在61名の園児が在籍しています。

○Q3. 現在の特例措置は、いつからご利用されていますか。また、どのようにしてお知りになりましたか。

○仲野園長 開設準備に向けた大阪市との話し合いの時に知り、開園時から利用しています。当園は大規模マンションの保育施設整備での設置ということと、オフィス街にある数少ない0~5の保育園ということで、非常にニーズが高かったため、特例措置の利用につながりました。

○Q4. 大阪市の提案内容やその結果についてご存じでしたか。

○仲野園長 大阪市の提案やその結果については知りませんでした。

○Q5. 特例措置が延長されたことをどう思われましたか。

○仲野園長 大阪市の提案により、マンション住民の方を中心に多くのお子さまの受け入れに繋がっていると思います。

○Q6. 特例措置の延長は地方分権改革の成果だとご存じでしたか。

○仲野園長 すいません、これも知りませんでした。

○Q7. たった今、改革の成果だと聞かれて、どの様な感想を持たれましたか。

○仲野園長 特例措置の延長により地域のニーズに柔軟に対応できていることは、良いことだなと思いました。

○Q8. 最後に、大阪市や内閣府に一言頂けますか。

○仲野園長 保護者にとっても、子どもたちにとっても、そして、働く職員にとってもより良い保育環境になるよう、これからも保育環境を整備していただけたらと思っています。

○司会 延岡市、杉戸町、大阪市の皆様、ありがとうございました。

さて、皆様いかがでしたでしょうか。これまでの地方分権改革の成果に対する、地域住民の方々の生の声をお聞きいただきました。

お忙しい合間を縫ってご出演いただいた皆様、本当にありがとうございました。

■登壇 地方分権改革に対する若い世代（大学生）の声

（聞き手）地方分権改革推進室 在津謙作 参事官

○司会 それではプログラム5に移ります。

「地方分権改革に対する若い世代の声」と題しまして、現役大学生の方々にご登場いただき、提案募集方式において地方自治体から寄せられた提案や、それに対する政府の対応についてご意見などを伺っていきたいと思います。

インタビュアーは在津参事官です。それではよろしく願いいたします。

○在津参事官 あらためまして参事官の在津です。

本日はこの会場に、福岡県の西南学院大学、兵庫県の武庫川女子大学、そして東京都の大正大学から、全員で6名の学生の皆さんに駆けつけていただいています。

それでは最初に西南学院大学からお越しの学生さんに登場していただきたいと思えます。簡単に自己紹介をお願いしますか。

○荒木さん はい、西南学院大学法学部の荒木と申します。

○在津参事官 荒木さん、今日はわざわざ福岡県からお越しになったということですね。ありがとうございます。

○荒木さん ありがとうございます。

○在津参事官 荒木さんは提案募集方式のどの提案に興味を持たれましたか。

○荒木さん はい、「国民健康保険における高額療養費申請制度の簡素化」を可能にし、住民サービスを向上させた事例です。

○在津参事官 これは確か令和2年に愛媛県の砥部町などが提案した事例でしたね。

○荒木さん はい。

○在津参事官 この提案は他の自治体の模範になるということで、砥部町が「地方分権改革推進アワード」という表彰を受けた事例だったんですけども、そのことはご存知でしたか。

○荒木さん いいえ全く知りませんでした。

○在津参事官 そうですか。そのことを知らないでこの事例を選ぶとは、お目が高いですね。

では荒木さん、どうしてこの提案に興味を持たれましたか

○荒木さん はい。私自身、中学生の頃から医療助成を受けているという経験があり、関係各所の皆様の書類準備の大変さを見てきました。そのため今回の申請の簡素化のありがたさに大変共感をしたからです。

○在津参事官 なるほど。ご自身の体験から興味を持たれたということですね。

○荒木さん はい。

○在津参事官 ではなぜそのような提案が出てきたと、荒木さんは思いましたか。

○荒木さん はい。今回は申請をされる側である者というのは、体調が悪いのにもかかわらず月に一度役場に行かないといけないという点で、身体的な負担が重いという点に加

え、申請を受ける側である市区町村職員の皆様も、申請がなくとも支給者かどうか把握しているという点で、申請作業の必要性に疑問が生じたからだと理解しました。

○在津参事官 いやおっしゃる通りですね。よく勉強されていらっしゃるんですね。

○荒木さん ありがとうございます。

○在津参事官 その提案に対してなんですけども、地方分権改革でどのような対応がなされたと理解されましたか。

○荒木さん まず厚生労働省の省令が改正され、各市町村の方が申請の必要性を判断できるようになりました。そのため仮に申請が不要であったと判断された場合、申請がなくとも支給者かどうか判断することができたので、支給することができるようになりました。

○在津参事官 これまたご名答ですね。その通りです。

○荒木さん ありがとうございます。

○在津参事官 ではこの対応についてなんですけども、荒木さんはどのように感じましたか。「自分だったらこんな風に解決するのにな」といったご意見は持たれませんでしたか。

○荒木さん はい。今回は申請手続きが、申請回数が簡素化された事例でした。私であればオンライン申請と、本当に役場に行く必要があるかどうか検討し、申請手続きの簡素化にもつなげていきたいと考えました。

○在津参事官 いやはや、全く同感ですね。まさしく今なんですけども、政府では様々な行政手続きのオンライン化を進めているところではあります。では荒木さん、今回地方分権改革を勉強してみた感想はいかがでしたでしょうか。

○荒木さん はい。地方分権改革は「既存の法律命令規則で決まっているから仕方がない」と思っていたあたり前を、現場の違和感を変える仕組みだと考えました。

もっと多くの違和感に気付くために、これからは各自治体間の積極的な意見交流がさらに重要になると考えました。

○在津参事官 荒木さんの言う違和感、これからの私たちの仕事の良いヒント、良いキー

ワードになりそうですね。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

○荒木さん ありがとうございます。

○在津参事官 荒木さん、今日のはるばる福岡県からお越しいただいて、ありがとうございました。

○荒木さん ありがとうございました。

○在津参事官 では次の学生さんはこちらの方になります。

簡単に自己紹介をお願いしますか。

○徳永さん はい。西南学院大学法学部の、徳永でございます。

○在津参事官 徳永さんも今日のはるばる九州からいらっしゃったということですよね。

本当にありがとうございます。

○徳永さん ありがとうございます。

○在津参事官 さて徳永さんはどの提案に興味を持たれましたか。

○徳永さん はい。私は先ほどご説明があった「放課後児童クラブ職員に関する基準について地域の実情に沿ったものとする見直し」です。

○在津参事官 なるほど。先ほどまさしく延岡市の皆さんからご説明があった事例ということですね。

○徳永さん はい。

○在津参事官 では徳永さん、どうしてこの提案に興味を持たれたのでしょうか。

○徳永さん はい。私は幼い頃両親が共働きで、帰宅しても一人であるという時間が多くありました。そのため寂しさや辛さといったものをよく感じていました。

しかし放課後児童クラブに預けられてからは、同じように預けられた子どもたちや職員の方と遊んだり話したりすることで寂しさを感じなくなったという経験があり、この提案に興味を持ちました。

○在津参事官 なるほど。徳永さんもご自身の体験からこの提案に興味を持たれた、ということですね。

○徳永さん はい。

○在津参事官 では徳永さん、なぜこのような提案が出てきたと思われましたか。

○徳永さん 現在、共働き家庭など子どもを預ける場所の需要が高まっています。しかし、厚生労働省の資格基準や配置基準の義務付けによって、地方の放課後児童クラブはその基準を満たす人材を確保するのが難しい状況にあったと理解しました。

○在津参事官 徳永さんもよく勉強されていらっしゃるんですね。

○徳永さん ありがとうございます。

○在津参事官 その提案に対してなんですけども、地方分権改革でどのような対応がなされたかと徳永さん理解されましたか。

○徳永さん はい。放課後児童クラブの資格や人数についての従うべき基準を参酌すべき基準へと変更し、国の基準を十分参照した上で地域の実情に合った条例を定めることを可能にしたと理解しました。

○在津参事官 そうですね。先ほど延岡市の吉岡主任からご説明があった通りですね。ちなみに参酌とは尊重するとか、参考にするとか、そういった意味になります。

さてこの対応について徳永さんはどのように感じましたか。「自分だったらこうするのにな」といったご意見は持たれましたか。

○徳永さん はい。私はこの対応は不十分であると考えました。その理由として、文化や習慣など地域によって求められている保育が異なると考えます。

そのため国は最低限の方向性のみを示し、できる限り地方に委任するべきだと考えています。

○在津参事官 いやはや、大変厳しいご意見をいただきました。ただ徳永さんのご意見こそが地方分権改革の根本的な考え方ということは言えると思います。

さて徳永さん、今回、地方分権改革を勉強してみた感想はいかがでしたでしょうか。

○徳永さん はい。今回の事例で従うべき基準という全国一律の基準がありました。しかし、地域によって、その基準をどの程度達成しやすいかというものは違いがありますので、基準に従ってもらおうという視点ではなく、地域がその基準を達成する手助けを国がするという視点を持つことが重要だと考えました。

○在津参事官 鋭いご指摘、ありがとうございます。まさしく今ですけれども、地方が基準を達成できるように国の方ではそのマニュアルとかガイダンスの整備といったものにも取り組んでいるところではあります。

では徳永さん、今日のはるばる九州からお越しいただいて本当にありがとうございました。

○徳永さん ありがとうございます。

○在津参事官 さて次の学生さんはこちらの方になります。

簡単に自己紹介をお願いしますか。

○岡本さん はい。兵庫県から参りました、武庫川女子大学経営学部の岡本と申します。

○在津参事官 岡本さんも今日は兵庫県からお越しになったんですね。どの提案に興味を持たれましたか。

○岡本さん はい、私は「公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務の私人委託」という提案について興味を持ちました。

○在津参事官 これはなかなか渋いチョイスですね。確かこの提案は、令和3年の提案でしたよね。

○岡本さん はい。

○在津参事官 どうして岡本さんはこの提案に興味を持たれたんですか。

○岡本さん 私の住む兵庫県が神戸市と連携して提案したものだったからです。

○在津参事官 なるほど。地元の自治体が出した提案だったから、ということですね。ではなぜそのような提案が出てきたと岡本さんは思いましたか。

○岡本さん この提案が出てきたのには2点理由があったと考えていて、一つ目は家賃収納は私人委託できたのに対して、損害賠償金はこれまで私人委託をすることができずに、自治体の業務が非効率的になっていたからというのと。あともう一つは、金融機関は営業時間が限られているので、その時間に行くことができない方が発生しているからだと考えました。

○在津参事官 そうですね。仕事をしているとなかなか銀行が開いている時間に行くことが難しかったりしますよね。

○岡本さん はい。

○在津参事官 ではその提案に対して、地方分権改革でどのような対応がなされたかと岡本さんは理解されましたか。

○岡本さん 政令改正が行われて、損害賠償金の私人委託が可能になりました。

○在津参事官 おっしゃる通りですね。その通りです。ではこの対応について、岡本さんはどのように感じましたか。

○岡本さん 私はすべき対応がとられたと感じました。私自身、コンビニエンスストアでアルバイトをしていた経験がありまして、その時にご来店いただいたのにもかかわらず、お支払いができなくて金融機関へご案内するという経験があったので、その時に非常に心苦しいと感じていたので、改正されて非常に良かったなと感じます。

○在津参事官 なるほど。コンビニでアルバイトをされていて、実際にそういう場面を経験されたことがあるということなんですね。

○岡本さん はい。

○在津参事官 岡本さん、最後に地方分権改革を今回勉強してみた感想はいかがでしたでしょうか。

○岡本さん 今回勉強してみたことで、各都道府県や市町村で各々抱える問題について、真摯に改善しようと取り組む姿勢が見られて、今まで国や自治体に抱いていた少し無機質なイメージというものが、温かいものになりました。

これからまた地方分権を進めていくためには、もっとたくさんの一般の方々に、このような取り組みを受動的にでも知っていただく機会を増やすことが大切かな、と私は感じました。

○在津参事官 今回の勉強で、私たち公務員の仕事に親しみを持っていただいて大変嬉しく思います。ありがとうございます。

そしてまさしく地方分権の取組を国民の皆様を知っていただくために今日、シンポジウムを、このシンポジウムを開いているわけです。岡本さん、今日は兵庫県から遠くからお越しいただいて本当にありがとうございました。

○岡本さん ありがとうございました。

○在津参事官 さて、次の学生さんはこちらの方になります。

簡単に自己紹介をお願いしますか。

○鹿島さん はい。大阪から参りました、武庫川女子大学経営学部の鹿島と申します。

○在津参事官 鹿島さんは今日は大阪市からおいでになったということですね。

○鹿島さん はい。

○在津参事官 わざわざ遠くからありがとうございます。

○鹿島さん ありがとうございます。

○在津参事官 鹿島さんは、どの提案に興味を持たれましたか。

○鹿島さん はい。「地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化及び地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること」という提案に興味を持ちました。

○在津参事官 ずいぶんと難しそうな事例を選ばれましたかね。これは確か両方とも令和4年の事例ですね。では鹿島さん、どうしてこの提案を選ばれたんですか。

○鹿島さん 私の住んでいる地域に近い自治体が提案したもので、今年1月にも大きな地震があったので、「地震防災」という言葉に興味を持ったからです。

○在津参事官 なるほど。鹿島さんも地元の自治体が出した提案だったからというのが一番の理由ということですね。では鹿島さん、なぜこのような提案が出てきたと思いませんか。

○鹿島さん やはり地震が多い日本だからこそ、防災対策に関する計画の重要性が高いと感じております。

一方で計画を作る手続きが複雑なので、地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能として簡素化したいという思いから出てきたと思います。

○在津参事官 そうですね。防災対策を急いで進めようとするれば、効率化も必要ということですね。

ではその提案に対して、地方分権改革でどのような対応がなされたかと鹿島さん、理解されましたか。

○鹿島さん はい。国土強靱化地域計画と一体のものとして策定することを明確化して、強靱化地域計画に位置づける個別の事業の中で地震防災対策緊急事業五箇年計画に相当する事業であることをまとめて示すことによって、両者を一体的に策定することが可能になったと理解しました。

○在津参事官 よく勉強されましたね。おっしゃる通りです。

○鹿島さん ありがとうございます。

○在津参事官 ではこの対応についてなんですけども、鹿島さんはどのように感じましたか。

○鹿島さん 私自身も十分であると感じていまして、地震対策について重要性が高いものに共通要素などを作り、国土強靱化地域計画などにもわかりやすく明記することでわかりやすく整理でき、進捗管理もしやすくなると思いました。

○在津参事官 おっしゃる通りですね。この事例とその対応のポイントをよく掴まれてますね。

では最後に、今回地方分権改革を勉強してみた感想はいかがでしたでしょうか。

○鹿島さん 今回初めて学ぶことが多かったのですが、今年1月1日に起きた能登半島

での地震や東日本大震災、また南海トラフなど今後大規模な地震が起こることが予想されている。

そんな日本で暮らしている私たちにとって、やはり防災対策というキーワードは非常に重要で、安心して暮らしていくために必要不可欠なことだとあらためて感じました。

また私は4月から就職という形でお客様に住宅を販売するという仕事をさせていただくので、よりお客様に安心安全な住まいを届けていきたいと強く思いました。

○在津参事官 4月からのご就職おめでとうございます。

○鹿島さん ありがとうございます。

○在津参事官 ここで勉強されたことを、ぜひお仕事につなげていただけたらな、と思います。

鹿島さん、今日は大阪からのご参加ありがとうございました。

○鹿島さん ありがとうございました。

○在津参事官 さて、次の学生さんはこちらの方です。

簡単に自己紹介をお願いしますか。

○星川さん 大正大学公共政策学科の星川です。

○在津参事官 星川さんは確か明日が卒業式でしたね。

○星川さん はい。

○在津参事官 お忙しい中、ありがとうございます。

さて、星川さんはどの提案に興味を持たれましたか。

○星川さん 私は平成29年に大分県の由布市が提案した、「罹災証明書の交付の迅速化」に興味を持ちました。

○在津参事官 確かこの提案は、大分県の多くの自治体から共同で出された提案でしたね。

○星川さん はい。

○在津参事官 では星川さん、どうしてこの提案に興味を持たれたんでしょうか。

○星川さん 私が卒業論文で災害時の避難について扱ったこと、能登半島で地震が発生したことから被災者の生活再建に興味を持ったため、この提案にしました。

○在津参事官 確かに大きな地震の被災者の方々のご苦勞を見ていると、決して他人事ではないですね。

ではなぜ、そのような提案が出てきたと星川さんは思われましたか。

○星川さん 熊本地震の際に被害を受けた建物が多かった一方で、罹災証明書の交付には現地調査が必要であったことから調査期間が長期化しました。

そのため被害を受けた方に証明書を早く交付し、自治体職員の負担も軽減する必要があると考え、このような案が出てきたと思っています。

○在津参事官 そうですね。自治体の負担軽減もさることながら、被災者支援が一番の目的ということですね。

○星川さん はい。

○在津参事官 ではその提案に対して、地方分権改革ではどのような対応がなされると星川さんは理解されましたか。

○星川さん 被害認定調査において航空写真などの活用ができるようにし、罹災証明書の交付を迅速に行うことができるようになりました。そのおかげで被災した方の生活再建が速やかに行えるようになり、市町村の負担も軽減することができたと思っています。

○在津参事官 確かに熊本地震ではそのような検討や議論がなされたということは、私も記憶にございます。

ではこの対応について、星川さんはどのように感じましたか。

○星川さん その後の北海道胆振での地震や、大阪の台風被害の際にすぐ活用されたこと、2日で罹災証明書を発行できるようになったことなど、効果があったことが非常に良かったと思っています。

自分が担当者であったとしても、発行までの時間を減らす対応を行ったと思っています。

○在津参事官 なるほど。ご自身が担当者であったとしても、おそらく同じ対応をしたであろうと、そういうことですね。

では星川さん、最後の質問です。地方分権改革を勉強してみた感想はいかがでしたでしょうか。

○星川さん 地域の課題を解決するために、地域から解決策を提案する提案募集方式は、地方分権にとってなくてはならないものだと感じました。

私も4月からある自治体に就職することになっているので、地域の課題を解決したいときに現在の制度では難しいときには提案をし、地域の課題を解決できたらいいなと思っています。

○在津参事官 4月からのご就職おめでとうございます。

○星川さん ありがとうございます。

○在津参事官 では今度は自治体の職員として、ぜひ私たちに提案を出していただきたいと思います。星川さん、今日のご参加、お忙しい中ありがとうございました。

○星川さん ありがとうございました

○在津参事官 さて最後の学生さんは、こちらの方になります。

簡単に自己紹介をお願いしますか。

○臼田さん 大正大学公共政策学科の臼田と申します。

○在津参事官 臼田さんも明日が卒業式なんですよ。お忙しい中のご参加、本当にありがとうございます。

○臼田さん ありがとうございます。

○在津参事官 さて臼田さんはどの提案に興味を持たれましたか。

○臼田さん 私は「高次脳機能障害者に対しての自立訓練実施のための対象者要件の緩和」について関心を持ちました。

○在津参事官 これは確か平成 29 年に東京都の中野区などが出した提案でしたよね。では臼田さんはどうしてこの提案に興味を持たれたのでしょうか。

○臼田さん 私が関心を持った理由は、実習先で障害を持つ方々が適切な支援を受けることにより、自身の能力を発揮している姿が印象に残ったので、この提案に興味を持ちました。

○在津参事官 なるほど。実習先での体験から経験から興味を持たれたということですね。ではなぜそのような提案が出てきたと臼田さんは思いましたか。

○臼田さん 身体障害を伴わないという理由から、高次脳機能障害を持つ方々は、理学療法士が行うリハビリテーションが利用できませんでした。そのため社会復帰に支障をきたす事例があり、提案が行われたと理解しました。

○在津参事官 そうですね。とても正確に理解していらっしゃいますね。

ではその提案に対して、地方分権改革ではどのような対応がなされたというふうに理解されましたか。

○臼田さん 自立訓練について障害種別にかかわらず利用可能とするよう、条例の改正が行われたと理解しました。

○在津参事官 これまたご名答ですね。その通りです。

この対応についてなんですけれども、臼田さんはどのように感じましたか。

○臼田さん 私は大変良い対応であると考えました。

専門的なリハビリテーションにより、身体機能の改善だけではなく、精神面においても大きな支えになっていくと感じました。自身の生活を前向きに捉えていくことができるのではないかと考えました。

○在津参事官 私たちの対応を評価していただきありがとうございます。もし自分が担当者であったとしても、同じような対応したであろうとそういうことですね。

では最後の質問です。今回、臼田さん、地方分権改革を勉強してみた感想はいかがでしたでしょうか。

○臼田さん 勉強していく中で、行政サービスはサービスの対象者となる人々をはっきりと線引きしていると感じました。そのため、サービスの狭間が生まれる要因になってしま

うと感じました。どのような対応を行うことが人々にとって一番幸せになるのか、柔軟に考えていくことが必要ではないかと考えました。

○在津参事官 そうですね。人々がどうしたら幸せになれるか、地方分権の一番の目的とも言えます。

臼田さん、今日は卒業式前のお忙しいところ、ご出演ありがとうございました。

○臼田さん ありがとうございました。

○在津参事官 以上、地方分権改革に対する若い世代の声でした。

全国から駆けつけていただいた学生の皆さん、本当にありがとうございました。

○司会 皆様、いかがでしたでしょうか。地方分権改革を勉強中の大学生の皆さんの自由な発想、今後の地方分権改革のヒントになるのではないのでしょうか。

#### ■提案募集方式における成果事例の紹介

○司会 それでは、本日、最後のプログラムになります。これまでのプログラムでも出てきました「提案募集方式」の成果を活用し、地域住民のサービスの向上を実現させた事例を、ご紹介いたします。

提案募集によって実現した「小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し」により、東京都日の出町では、行政と事業者の円滑な連携により地域の実情に応じた介護サービスの提供につながった事例、北海道島牧村では、介護サービスを利用したくても利用できず、在宅生活が困難になってしまうという住民の心配の解決を図った事例をご紹介いたします。

なお、島牧村は、これまで提案団体として、2回の制度改革を実現させました。島牧村役場の職員の方からは、小規模な自治体の困りごとにも耳を傾けてもらった、本当に必要としていることを実現できる制度と実感しているとの声も聞かれました。

皆様にぜひご覧いただきたいと思います。それではどうぞ。

(映像)

○レポーター 皆さん、こんにちは。地域の課題に向き合った時に、「国の制度が地域の実情に合わなくなった」「新しい施策を実現する上で支障となっている」などということはありませんか。

このような地域の課題を解決するために、提案募集方式を活用し、課題解決の実現を図ることができます。そんな便利な制度である提案募集方式を活用して、課題解決を実現し

た事例をご紹介します。

○ナレーション 提案募集方式。小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し。

小規模多機能型居宅介護とは、利用者の選択に基づいて食事などの介護、掃除などの家事や機能訓練を行うものであり、通いを中心として随時訪問や泊まりを組み合わせ提供サービスを一括して運営している事業のことです。

これまでの法令では、1事業所の登録定員及び1日あたりの利用定員の上限は、全国一律に国が定めた基準に合わせなければならない状況でした。そのため高齢者の割合や介護サービスの充実とは地域によって大きく異なるにもかかわらず、全国一律の基準に従わなければならないため、地域の実情に応じた介護サービスを提供することができない状態でした。

そこで全国一律の基準ではなく、地域の実情に応じて定員を決めることができるよう提案募集方式を活用して提案したことで、制度改革が実現しました。その成果を活用して地域の介護サービスの充実を図った東京都日の出町と北海道島牧村の取り組みを参考にしていきたいでしょう。

○レポーター 東京都日の出町に来ています。こちらの自治体では登録定員及び利用定員に関する基準が、「従うべき基準」から「標準とすべき基準」に見直しがされたことから、地域の実情に応じた介護サービスの提供に取り組みました。

介護サービスに係る地域の課題について教えてください。

○田村町長 日の出町は高齢化率が高くて、以前からサンライズひのでだんちでは、待機者がいる状況でした。事業者からは「体制は整っているんだから、新規の受け入れができるように定員を増やせないか」とのご相談をいただき、町としても何とかしなければと考えておりました。

○ナレーション 令和2年に小規模多機能型居宅介護施設の登録定員及び利用定員の基準の見直しについて提案され、令和3年に提案内容に沿った制度改革が実現しました。これにより、各自治体が条例で定める登録定員及び利用定員の基準について、地域の実情に応じて独自の基準を定めることが可能になりました。

○田村町長 厚生労働省から制度改革の通知がありまして、事業者の方からも改めて要望書が届きましたので、早々に条例改正の手続きに入りました。そして議会での承認をいただくまで、要望書の提出から2ヶ月という大変スピーディーな期間で、定員数の引き上げをすることができました。

○Q. 基準の見直しによる変化は？

○関澤エリアマネージャー ここ西多摩地域は山間部も多くて、気軽に買い物に行けないとか移動手段に困っている方がたくさんいますので、何か貢献ができるのではないかと考えています。

○Q. 定員の引き上げによる変化は？

○関澤エリアマネージャー 確かに忙しくはなったのですが、その中で限られた職員でどうしていこうかと前向きに考えて、効率良くスムーズにより対応ができるようになったと思います。

○Q. 基準の見直しによる変化は？

○サンライズ鉄心坊サテライトひのでだんち介護福祉士さん 定員数が増加したことにより、以前よりも多くのご利用者の方を対応することにはなりましたが、現場としては以前よりも業務が増えたというふうには感じておりません。

Q. 施設を利用されていかがですか。

○サンライズ鉄心坊サテライトひのでだんち利用者さん 優しくしていただいて、お買い物とか来ていただくのを楽しみにしています。

○関澤エリアマネージャー 要望書を提出してから2ヶ月というスピードで、定員の変更が実現したことに驚いているのと、本当にたくさんの方に協力していただいたので心から感謝しています。

○田村町長 サンライズひのでだんちは70代80代の方が多く住む戸建て団地の中にありますが、住民からの信頼の厚い、地域にはなくてはならない施設です。

今後も事業者と連携をしながら、高齢者が地域で安心して暮らし続けられる、お一人お一人に居場所があるまちづくりに取り組んで参りたいと考えています。

○レポーター 続いて、北海道島牧村の事例について見ていきましょう。

こちらの島牧村小規模多機能型居宅介護施設「潮の音」でも、提案募集方式による定員基準の見直しによって利用者が住み慣れた地域で訪問宿泊サービスを受けられるようになり、地域の介護サービスの充実につながったということです。

島牧村は、令和5年10月の時点で総人口1,291人に対して65歳以上の人口が571人であり、高齢化率が44.2%となっています。

この地域では、小規模多機能型居宅介護施設の開設後1年を経過しないうちに、登録率が80%に達し、近い将来、必要なサービスを利用できず、在宅生活が困難となる高齢者が発生する恐れがありました。

○Q. 介護サービスに係る地域の課題について教えてください。

○永島参事 現在、島牧村にある小規模多機能型サービスは1箇所のみとなっています。地方の小規模自治体なので、他のサービスにも限りがあり、新規参入も見込めないことから、もし、この小規模多機能型サービスの定員を満たしてしまった場合に、サービスを利用したくても利用できずに、在宅生活が困難になるといった課題が生じる恐れがありました。

○Q. 地域の住民の方や、特に高齢者の方はどのような思いだったのでしょうか。

○島牧村地域包括支援センター 小原さん 地域住民から相談を受ける中で潮の音（小規模多機能型居宅介護事業所）の利用が必要と思われる方がいたのですが、登録者数がいっぱいでは利用できない状況でした。

○レポーター 島牧村では、登録定員及び利用定員の引き上げを行った結果、サービスを必要とする高齢者の待機を生じさせずに運営することができているということです。

○Q. 基準の見直しによる変化は？

○藤田所長 私どもからの提案だったのですが、登録の定員を29名から32名にすることによって、利用者さんからの「すぐ使いたい」という要望に対してスムーズに応えることが出来るかな、と思います。すぐ動いてくれた島牧村には大変感謝しています。

○島牧村小規模多機能型居宅介護施設潮の音 利用者家族さん 父も利用しているんですけども、スムーズに（待機することなく）利用ができてとても感謝しています。

○永島参事 村ではこれまで2回（平成28年、令和元年に提案）、小規模多機能型居宅介護事業所の運営に係る提案をさせていただいているのですが、全て規制緩和に結びついた実績があります。

利用定員の引き上げについては、他の自治体による提案だったのですが、積極的に活用

させていただいています。

地方の一自治体の困りごとにも耳を傾けて下さり、本当に必要としていることを実現することができる制度だと実感しています。

○レポーター 提案募集方式は、地域の声を汲み上げ、私たちの暮らしをより豊かに健やかにしてくれる制度だと感じました。ぜひ提案募集方式を活用して、地域の実情に合った暮らしやすい地域づくりを実現してください。

○司会 皆様いかがでしたでしょうか。「提案募集方式」が地域住民の声をくみ上げ、地域の実情に合った暮らしやすい地域づくりを実現する様子、よくわかっていただけたのではないかと思います。

○司会 さて、以上をもちまして、本日の地方分権改革シンポジウムを終了とさせていただきます。皆様、長い時間にわたりご視聴いただきましてありがとうございました。

大変お手数ではございますが、今後のシンポジウム開催に資するため、退室時にアンケートへのご協力をお願いいたします。Zoomウェビナー退室時に「アンケートを表示する」と表示されますので、クリックしていただき、ご回答していただきますようよろしくお願いいたします。

本日はご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

以上